

特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－
(平成17年11月21日 財政制度等審議会報告) (抄)

Ⅱ 各特別会計の見直しの方向

(4) 労働保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	:86,724 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 4,274 億円 (歳入に占める割合 4.9%)
3. 平成17年度歳出予算額	:81,248 億円 (うち純計額 41,301 億円)
4. 17兆円に含まれる額	:11,496 億円 (17兆円に占める割合 6.7%)

①制定趣旨等

労働保険特別会計は、昭和22年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和47年に一元化され設置された。さらに、昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された(雇用保険三事業の創設)。

②現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティーネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組みも進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。